

発信者情報開示請求の対応状況

2026年 7月 2日

アジェンダ

1. はじめに：当社の基本方針
2. 案件の性質による差分
3. 対応件数の推移
4. 請求ログ数
5. 請求ログ数の大量化
6. 保有確認のリードタイム
7. 意見照会のプロセス
7. 迅速処理に向けた自社努力①
8. 迅速処理に向けた自社努力②
9. まとめと要望

発信者情報開示請求制度における当社の役割



当社はアクセスプロバイダとしての制度上の役割を重く認識

- 発信者の権利保護と被害者救済のバランス
- 人格権侵害案件における迅速かつ適切な対応を重視

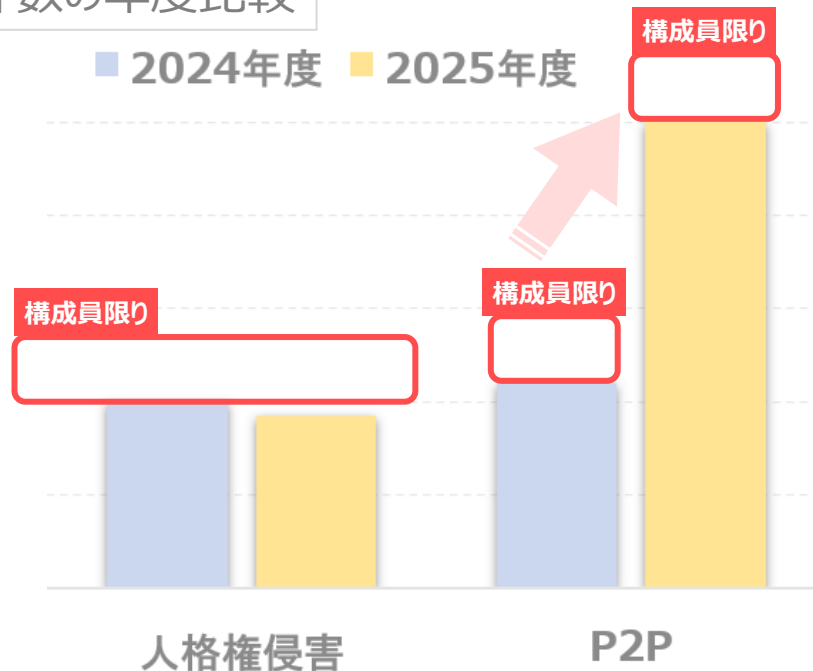
P2P案件^(※)は「表現の自由の問題」が観念しにくい

※P2P案件(P2P方式でのファイル共有による著作権侵害)

	人格権侵害案件	P2P案件
侵害の性質	名誉棄損・プライバシー侵害	知的財産侵害
表現の自由の問題	強く配慮する必要あり	観念しにくい
意見照会の影響	影響することがある	影響はない

人格権侵害案件は横ばい、P2Pは2025年度に倍以上へ急増

案件数の年度比較

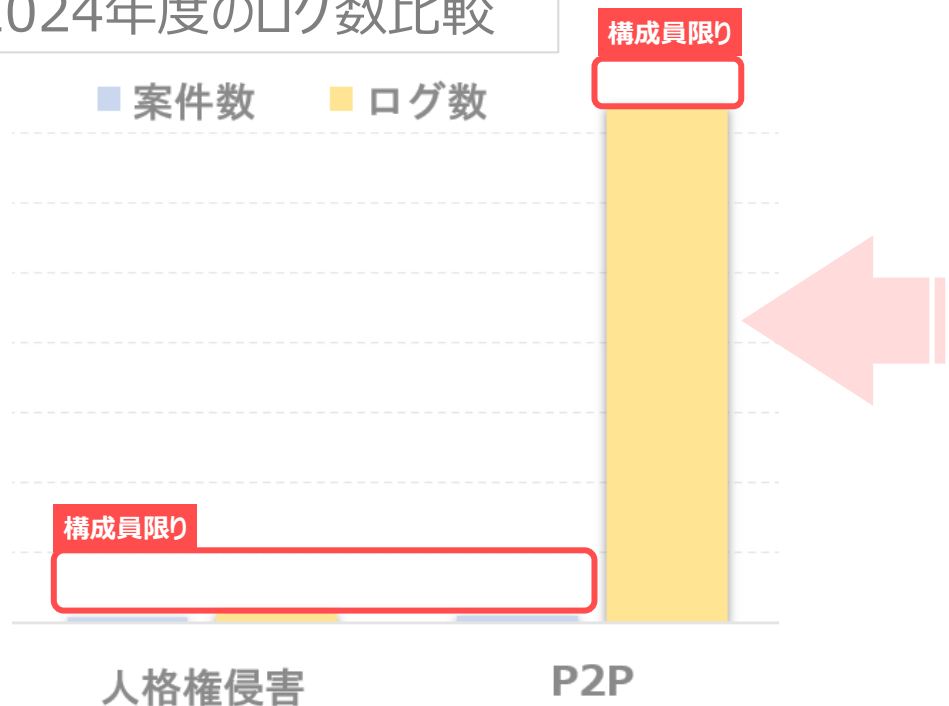


※件数は概数

人格権侵害案件と比べ、P2Pのログ数は段違いに多い

2024年度のログ数比較

■ 案件数 ■ ログ数



※件数は概数

「案件数」と「1案件あたりのログ数」が業務負担・対応コストを左右

人格権侵害

1案件につきログ数は**1件**であることが多い

P2P

1案件につきログは**数百件**であることが多い

■ P2P 請求ログ数

※件数は概数

	2024年度	2025年度
ログ数総数/年		
ログ数100件以上の案件数		
ログ数200件以上の案件数		
ログ数300件以上の案件数		

構成員限り

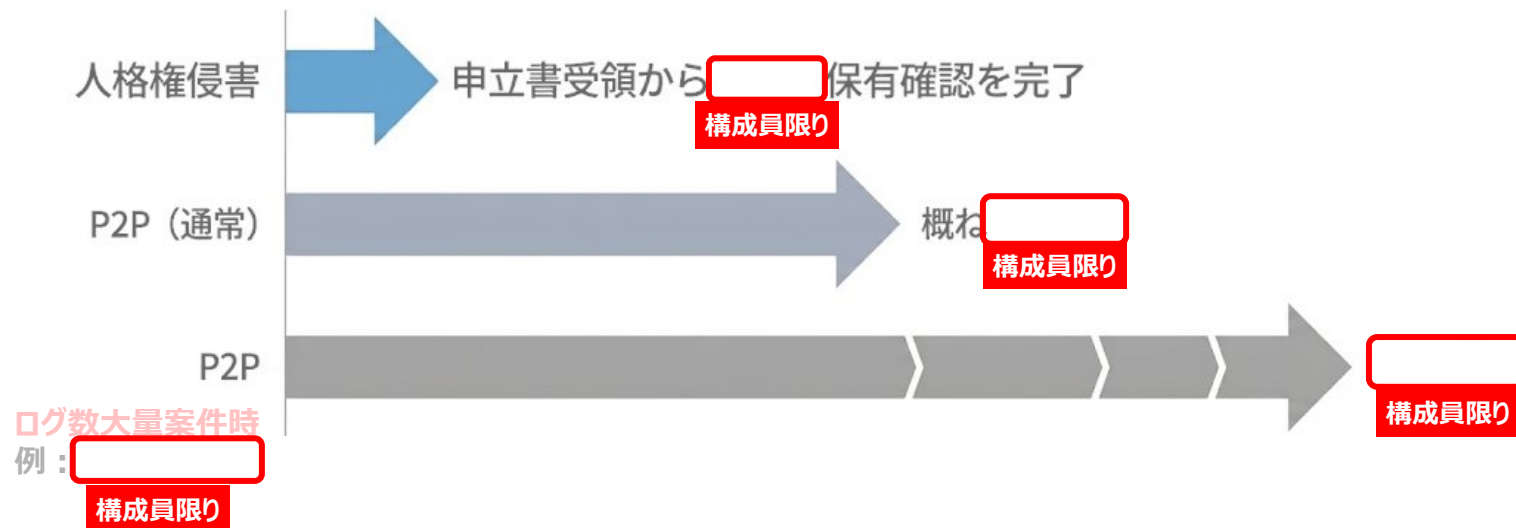
構成員限り

ログ数
もある案件も発生

●「案件数倍増」×「ログ数大量化」で対応工数及びコストも増化

P2P案件のリードタイムは長期化傾向

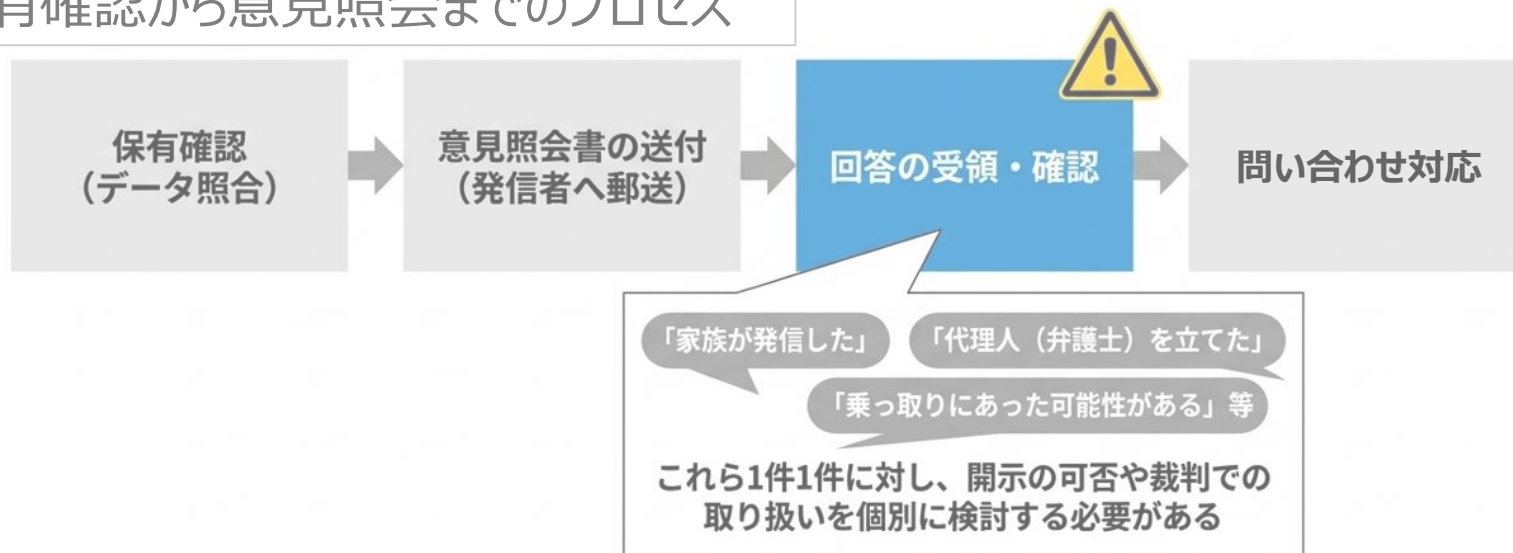
書面受領から保有確認が完了するまでのリードタイム



● 人格権侵害案件を優先して対応

発信者への「意見照会」は相応の人的対応を要する

保有確認から意見照会までのプロセス



● 対応時間に加え、相応のコスト(人件費・書面送付費等)も発生

「意見照会」対応含む、2025年度の弁護士委託費用総額：

構成員限り

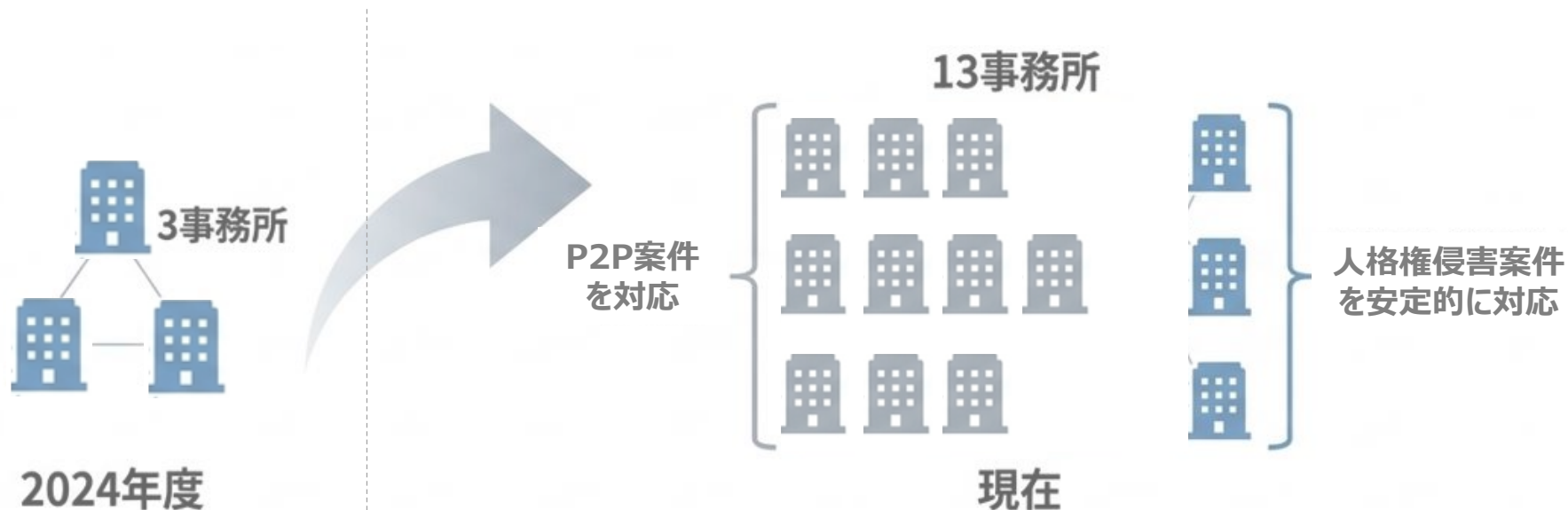
P2P案件^(※)は「表現の自由の問題」が観念しにくい

※P2P案件(P2P方式でのファイル共有による著作権侵害)

	人格権侵害案件	P2P案件
侵害の性質	名誉棄損・プライバシー侵害	知的財産侵害
表現の自由の問題	強く配慮する必要あり	観念しにくい
意見照会の影響	影響することがある	影響はない

実務としても非訟事件の技術説明会等でIPアドレス特定システムの正確性が確認された案件において意見照会回答は結論を左右しない

委託先事務所の大幅拡充でP2P急増の影響を最小限に



- 3事務所は人格権侵害案件を安定的に対応

通知書面を改善し、発信者からの問い合わせを軽減



● 実際の問い合わせもふまえ、書面の記載を平易にわかりやすく改善

当社認識と現在の対応

- アクセスプロバイダとして重要な役割を担う立場と認識
- 体制整備や工夫で人格権侵害案件を遅滞なく対応

P2P案件急増による問題

- P2P増加は件数面・ログ数面で想定外規模へ

人格権侵害含む被害者救済としての
発信者情報開示制度の持続可能性に危機感

要望① 意見照会の不実施（P2P）

- P2P案件において意見照会の不実施を可能とする整理の検討

P2P案件では結論に影響がないため

要望② 手数料制度の整備

- 手数料設定の法制化

プロバイダの体制構築・維持のため

APPENDIX

構成員限り

回答書

家族等が発信者の場合の
回答方法も記載

開示手続きに提出される旨
及び特定できる情報を削除
又はマスキングする旨を案内

代理人弁護士が回答してくる
ことも多く、あらかじめ
委任状の送付も依頼

 SoftBank